

節電支援ローン

(2024年10月1日現在)

商品名	<ul style="list-style-type: none"> ・京信 節電支援ローン「エナジーセーブ」
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の営業地域内に居住、又は勤務されている方 ・申込時年齢が満25歳以上満65歳未満で、最終ご返済時の年齢が満70歳未満の方 ・前年度の税込年収が300万円以上の方 ・当金庫の定める融資基準を満たしておられる方 ・ご融資資金による購入業者もしくは工事業者へのお支払いが、ご融資金額以上であることが確認できる方 <p style="margin-left: 40px;">確認資料：①ご融資資金により当金庫からお振込みされた振込受取書 ②ご融資資金によりお支払された領収書の原本 ③上記①+② のいずれかです。</p> <p style="margin-left: 40px;">※この融資商品は事業資金にはご利用いただけません。</p>
お使いみち	<p>以下の対象設備の新品購入及びその設置に要する費用にご利用いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①太陽光発電設備 ②太陽熱利用設備 ③ヒートポンプ式電気給湯器(例:エコキュート) ④潜熱回収型高効率ガス給湯器(例:エコジョーズ) ⑤家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(例:エネファーム) ⑥家庭用蓄電池 ⑦LED照明機器 ⑧その他の省エネラベルがグリーン表示の機器 <p style="margin-left: 40px;">* 中古品を除きます。 * お支払いは、お借入後1ヵ月以内に限りです。 * 既存借入分の借換え、支払済み資金についてはご利用できません。</p>
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・10万円以上300万円以内(1万円単位)
ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ・150万円以内は、1年以上5年以内(ご融資期間は1年単位) ・150万円超300万円以内は、1年以上10年以内(ご融資期間は1年単位)
ご融資利率 (通常金利)	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利です。 <p style="margin-left: 40px;">お借入日より3年間 年1.00%</p> <p style="margin-left: 40px;">(36回目の約定返済日までの適用です。半年毎のボーナス返済の部分も、36回目の毎月返済の部分の約定返済日までの適用です。)</p> <p style="margin-left: 40px;">お借入日より4年目以降 年1.15%</p> <p style="margin-left: 40px;">(36回目の約定返済日の翌日からの適用です。半年毎のボーナス返済の部分も、36回目の毎月返済の部分の約定返済日の翌日からの適用です。)</p>
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・元利均等毎月返済方式(注) <p>(注)元利均等返済とは、毎月決まった金額(元金+利息)をお支払いいただく方式です。但し、融資金額の50%の範囲内で、年2回、半年毎のボーナス返済併用もご利用いただけます。</p>

ご返済日	・6日・16日・26日の中から選択していただきます。
保証人	・法定相続人1名の連帯保証人が必要となります。 なお、保証会社の保証は利用いたしませんので、保証料は不要です。
担保	・不要です。
手数料	・事務手数料は不要です。
ご返済試算額	・店頭でお申し出いただければ、お客様のご返済額を試算いたします。 * 毎月の返済額は36回目までと37回目以降とは異なります。また、半年毎のボーナス返済額も36回目の毎月返済の部分の約定返済日の翌日以降最初に到来する約定返済日分から異なります。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス部お客様相談室(9時～17時、電話075-211-2111)にお申出ください。</p> <p>・紛争解決措置 紛争解決においては、上記コンプライアンス部お客様相談室、また全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)をはじめとする他の機関でも受け付けています。お申出により京都弁護士会紛争解決センター(電話075-231-2378)等で紛争の解決を図ることもできます。また、各弁護士会紛争解決センター等に直接申立ていただくことも可能です。</p> <p>なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の各弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、当該地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。</p> <p>ホームページでも公表しています。詳細については窓口までお問い合わせください。</p>
その他の参考 となる事項	<p>・お申し込みいただきましても、審査の結果ご希望に添いかねることもございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>・ご融資利率の詳細につきましては、窓口までお問い合わせください。</p>
お申込み時に ご用意いただく書類	<p>①ご本人確認資料(お申込人、連帯保証人) 原則、運転免許証等又はパスポート</p> <p>②所得証明資料(源泉徴収票又は公的所得証明書)</p> <p>③資金使途確認資料(見積書又は工事請負契約書) (省エネラベルがグリーン表示の機器を購入される時はその表示があるパンフレットが必要です。)</p> <p>④健康保険証(※)又は住民票謄本(※)(お申込人、連帯保証人) ※お申込人と連帯保証人(法定相続人)の続柄が記載されているものに限りです。</p>